

平成28年度 第3回三重県事業認定審議会 議事録

日時：平成28年6月27日（月）13：30～14：45

場所：三重県合同ビルG402会議室

出席委員 小林慶太郎委員、中西正洋委員、小野寺一成委員、神長唯委員、三田泰久委員、
豊田由紀美委員、森本かおり委員

配布資料 議事次第、答申（案）及び附帯意見（案）

1 開会

【会長】

それでは、皆さんお揃いですので、ただいまから第3回三重県事業認定審議会を始めます。皆さんよろしくお願ひします。

それでは、事務局から本日の出席報告をお願いします。

【事務局】

本日の審議会は、委員7名のうち、7名全員出席いただいておりますので、三重県事業認定審議会条例第5条第2項による委員の過半数が出席されておりますので、本審議会は成立していることを報告します。

【会長】

ありがとうございます。皆さんお忙しい中、全員出席いただきありがとうございます。それでは、審議に入る前に本日の議事録に署名捺印をしていただく委員を決めたいと思います。前回、前々回と同様、名簿の順に参りますと、今回は中西委員と森本委員になりますがよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

ありがとうございます。それでは、ご了解いただきましたので、お願いいたします。続きまして、事務局より本日の資料の確認をお願いします。

【事務局】

はい。それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、一枚ものの議事次第、それとホチキスで止めさせていただいています、事業認定答申（案）と最後に附帯意見の案も一緒につけています。この2種類になります。

それから、前回の審議会で事務局からの報告で2点誤りがありましたので、訂正させていただきます。

1点目は、農地法の改正年度について、平成23年度と申し上げましたが、平成21年度の誤りでした。それから、もう一点が「伊賀市の賑わい創出検討協議会」については、市民参加で進んでいると説明しましたが、この協議会は、パブリックコメントを募集する形では活動していますが、その構成員は、自治会の代表者、副市長、商工会議所の代表者等ですので、直接公募、というか市民が手を挙げて参加したものではありませんでしたので、訂正いたします。

以上です。

【会長】

以上、2点訂正がありました。何かここまでで質問よろしいですか。

2 伊賀市庁舎整備事業の事業認定について

【会長】 それでは、前回に引き続いての審議になります。

前回の審議会で皆さんからご意見をいただきまして、それを基に私の方で事務局と相談のうえで答申案を作成しました。本日は、この答申案をご覧いただきながら、ここは直した方が良く、もう少し加えてくれとか、そういったことがありましたら、具体的に言うていただいて、皆さんのご了解をいただき、最終的な答申を固めたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

あらかじめ皆さんのお手元にお送りいただいているかと思いますが、（答申案について）私から説明をします。

この審議会は、4月14日付で知事から諮問いただきました、伊賀市を起業者とする伊賀市庁舎整備事業について、土地収用法の規定に基づき、知事が事業認定すると、その認定が妥当かどうかを判断するということになります。前回の皆さんのご意見を踏まえ、認定相当だと答申するとともに、なぜ認定相当と判断したのかと下記のとおり理由が書いてあります。

それとともに、直接認定相当とは関係しない、直接の理由とならないものに関しても、皆さんからの意見は、できるだけお伝えすることがふさわしいということで、附帯意見として別添にとりまとめました。

中身ですが、土地収用法第20条1号から4号までありました。（第20条第1号は、（収用法の条文に）「庁舎」があるということで、文句なし。法律上は適合しているということかと思います。

第20条第2号については、伊賀市が十分な意思と能力があるかということでございま

すが、意思ということ言いますと、住民投票は不成立であったということで、住民の皆さんは投票ではなく、議会に委ねたのであろう。議会は、3分の2以上で可決されている。意思は明らかであろう。能力についても、今回の庁舎については、合併特例債を活用することで、財政的に十分なものを担保して遂行していくと認められるので、20条の2号要件については問題ないだろうということでした。

問題は、第3号関係と第4号関係であったと思います。これについては、皆さんから色々な意見をいただきましたので、できるだけ反映しました。

第3号は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであるかどうかということですが、住民の利便性の向上につながるであろう。また、防災の拠点として有効であろうと、現在地と比較しても効果が高いであろうということでした。

一方で、コンパクトシティという考え方からすると、(庁舎が)郊外に行ってしまうのは問題ではないかという意見もありました。が、郊外の行政エリアと中心市街地の観光の機能分担について賛成との意見もありましたし、地域全体からみると、起業地に移転することが有利との意見もありました。総合的に判断し、「土地の適正且つ合理的な利用である」と認められるとの判断で第20条第3号の要件を満たしているというまとめ方になっています。

第4号につきましても、現在は庁舎の支所が分散しているので、サービスの提供が十分でないこと、耐震、庁舎の老朽化により早急な対策が求められていること、合併特例債の期限が決まっていること、そういったことから考えますと、速やかに対応する必要があるかと思えます。一方で、今回の事業は、事業規模としては、コンパクトな本庁機能ということで、総務省から出ています基準に照らすと基準より小さくなっているもので、十分に有効で効率的な活用も目指されている。といった点から、土地を収用、使用するうえでの公益性も認められるのではないかと書かせていただきました。

なお、附帯意見ですが、とはいえ市庁舎が中心市街地から移転することについては、中心市街地が寂れてしまうのではないかと、(中心市街地の)行政サービスが低下するのではないかと、高齢者の方はどうやって新しい庁舎まで行けば良いのか、こういった懸念がありましたので、十分に検討いただけるように起業者には望みたいと思えます。

政策決定における市民合意ですけれども、今般意見書も出ましたので、多様な意見を持った市民がおられますので、今後とも対話や説明をていねいに行っていただきたいと意見として書きました。

これが、今日皆さんにお諮りする答申書の案と附帯意見の案です。

皆様から、ここは直してくれ等、ご意見ありましたら、加筆訂正をしたいと思いますのでよろしくお願ひします。まず、答申本体の方からお願ひします。

【委員】

質問良いですか。答申を1枚めくっていただいて（答申の2号関係の部分で）1行目で、「伊賀市は市内の公共団体の代表者」と書いていますが、元の資料を確認すると、「公共的団体」なので、原文にそろえた方がよいのではないのでしょうか。

【会長】

そうですね。どちらかというところと修正意見ですね。一番上のところですね。「公共団体」と書いてあるところを「公共的団体」と「的」を入れた方がよいのではないかとのご意見ですが、異論ございませんか。無いようですので、修正します。今のような字句の修正等含めて、他にございませんか。

特によろしいでしょうか。

では、答申の本体に関して、他にご意見無いようですので、確定とさせていただきます。よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

それでは、続きまして附帯意見について、皆様のご意見、修正等あれば、お願いします。

【委員】

良いと思います。特に2番は良いと思いました。1番の最後の文章ですが、「中心市街地に暮らす高齢者等に配慮した新庁舎へのアクセス等についても検討することを望みます。」とありますが、「アクセス等」の前に、「公共公益交通機関による充実した」等を加えてはどうでしょうか。アクセスというと道路一本でもアクセスになるので、公共交通機関のようなものを求めていたと思いますので、「公共公益交通機関による充実した」という形容詞を加えた方がよいかということが論点だったと記憶しています。

【委員】

ここでの「アクセス」は分かりづらいので、いずれにしても、交通アクセスをよくしようということですね。

【会長】

「中心市街地に暮らす高齢者等に配慮した公共公益交通機関の充実等の新庁舎へのアクセスについての検討」こんな感じでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

最後の2行ですが、「公共公益交通機関」で良いのですか。

【委員】

そうなのですね。この場合、公共バスとは限らないので、民間のバスもありますので、「公益」と入れた方がよいのかなと思ったのですが。

【会長】

民間事業者でも公共交通という言い方をするかと思います。

【委員】

では、「公共交通機関」をお願いします。

【会長】

もう一度確認しますね。「中心市街地に暮らす高齢者等に配慮した公共交通機関の充実等の新庁舎へのアクセスについての検討」といった感じでよろしいでしょうか。

【委員】

「中心市街地に暮らす高齢者」だけでなく、今までは周辺地から中心市街地だから来やすかったのに、遠くなってしまっただけとといったこともあるのではないですか。

【会長】

「中心市街地に暮らす」を取ってしまえば良いんですかね。そうすれば、限定されずに周辺も含めて市内の高齢者に配慮したという形になりますね。所謂、交通弱者全般ということで。「高齢者等に配慮した公共交通機関の充実等の新庁舎へのアクセス等についても検討することを望みます。」

【委員】

「十分検討することを望みます。」等を入れて強めても良いのですか。検討は必ずできると思いますので、本気になって検討してほしいと。皆さんの思いを伝えるために、こういったキーワードを入れても良いと思います。

【会長】

「高齢者等に配慮した公共交通機関の充実等の新庁舎へのアクセス等についても十分検討することを望みます。」でしょうか。最後は、「すること」、「されること」でしょうか。

【委員】

「されること」ですね。

【委員】

「アクセス等」の「等」は要りますか。

【会長】

「アクセス」と限定した方がハッキリするかもしれない。では、最終的には「高齢者等に配慮した公共交通機関の充実等、新庁舎へのアクセスについても十分検討されることを望みます。」です。

【委員】

4段落目の「高齢者」と3段落目の「中心市街地に暮らしている」は、別の意味なのか。

【会長】

前段の方は、日頃窓口に来る方を指します。その人たちからすると、窓口、相談場所がなくなるので、そこはきちんとしましょうと。

4段落目の方は、中心市街地の方も来るのは大変ですが、それ以外の周辺地域からの交通弱者の方たちも今回の起業地だと公共交通機関でたどり着けるのかという懸念があるので、そこを含めて書いたという整理です。

【委員】

わかりました。

【会長】

他の方がいいでしょうか。何かございませんか。

【委員】

最初の「伊賀市の賑わい創出に向けて」は、何を指すのでしょうか。協議会の名前ではないのですね。

【事務局】

施策を指しています。

【委員】

協議会そのものではなく、全体的な施策を指している、と。グランドデザインとは違う訳ですか。

【事務局】

それを受けて、市でも考えていく、全体の中心市街地活性化の対策です。

【委員】

答申書には、グランドデザインが書かれていないのですよね。これはもう、ゴーサインになっているのですね。

【会長】

では、こうでしょうか。現在の市役所の跡地利用については、「『伊賀市の賑わい創出グランドデザイン』等が検討されているところですが」としましょうか。これだとグランドデザインの検討以外にもいろいろ考えているであろうとなります。

それだと、本会議で配布された資料も踏まえてということで、よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

市で（今後についても）ちゃんとしなさいよ、というニュアンスがよくわかるようになりました。

【委員】

これは入れようか悩んで、相談かなと思うのですが、普通に考えると土地収用法では、収用される側、ご本人、強制的な買収を受ける人等が反対し、意見書を出してこられたような場合に、「ではそこは慎重に考えましょう」ということが、事業認定審議会に求められている役割だと思います。今回、土地の所有者からは、特に意見書は出ていないわけですが、そもそも、（今回の）事業認定として、県が考えることは違和感がある。地方分権の観点からすれば、地元が、まちづくりのことを考えて判断すべきではないのか。そう考える

と、今のしくみが良いのか、県として（今回、このような）事例があったので、国に対して意見をあげ、制度・法律の改正を物申していただいても良いのかなという気もします。

【委員】

私の意見は、今言われたように、本人、地権者が賛成しているのに、なぜ本審議会が開かれるのか腑に落ちない。何千万控除の話は聞きましたけど、それは理由にはならない。それが理由で我々がやっていることが不思議でならない。

他の委員がおっしゃったように、地権者が賛成なのに開かれなきゃいけないというのは、（申し立てとしては）極めて論理的な気はします。基本的には、そのままできるはずですからね。

【委員】

景観法の審議会もあると思います。そこで、高くつくれるかどうかの話がありましたが、作らざるを得ないときも審議会にかけて、景観法として揉むこともできると思うんですよ。10mしかダメだと言ってますけど、どうしてもこういうのが必要だから、何階建てまでOKとかは、（景観）審議会でもできるとも思うんですよ。その景観法の審議会は伊賀市で開かれていないのですか。

【事務局】

当初案、平成24年の時は開かれていますけれど、今回は、代替案としての「丸の内案」なので、机上の案であります。

【委員】

あの案は、公聴会に個人的に反対意見として持ってこられたもので、審議会にかける案として持ってきたものではないですよ。

【事務局】

あくまで反対の方が考えられて、市の方でそういう風に考えられてはどうですかという趣旨だったかと思います。

【委員】

それはよくわかります。話は戻りますが、地権者が賛成しているのに何でだ、という点は、僕らもよくわからない。法的には良いのだということなのでしょうけども。

【委員】

結局、そのために色々な方法を考え、最後に収用法しかなかった訳ですよ。そこで、

最終的には、もっと早くから市が頑張ってもらいたいとしか書きようがない。

【委員】

反対者の方が、反対意見がもう決裂している状態に戻ってしまう。そうすると、良い意見があったり、一生懸命考えている方の気持ち等が、宙に浮いて、どうしようもないものをとりあえず、この3、4行で踏まえていただきたいということでしょう。うまく打開策があれば良いですが。

【会長】

街に対して強い思いをもっているという点ではありがたいですね。

【委員】

そういう人を排除した、市民参加でもなく、委員会みたいなものだけで決めてしまうのは、どうなのかとは思いますが。

【委員】

住民投票したけど票が足りなかったわけですし、こうやって書くしかないのでしょうかね。

【会長】

2番目は、そうですね。今後、移転するとなった時に、意見書を出してこられた方が気を取り直して、それはそれとして、中心市街地が寂れないようにどうすれば良いのかを、市と一緒に考えていただいて、良い関係をもう一度築き直していただくと嬉しいです。

【委員】

(附帯意見に) そうやって書いたらいけないですよ。

【会長】

意見書を出した皆さんにあまり「気を取り直して」とは言いにくいですが。

【委員】

「これまで以上に丁寧に」というのは、何か意味があるのですか。

【会長】

今まではどうなのだとありますが、我々の立場として、市から直接諮問されているわけでもないのですので、市に対して「ちゃんとやっていない」というのは、(言い) 過

ざるかなということで、これまでのことはともかくとして、今後そういう意識は持ってほしいという意味です。

【委員】

「より丁寧に」とは何と比べているのでしょうか。

【会長】

「より」がなければ良いですか。

【委員】

「これまで以上に」というのは、これまでを否定していないですね。

【委員】

そうしたら、「今後とも」ではなく、「これまで以上に」で、反対した人の気持ちが救われるような表現で、ソフトランディングができればよいと思います。そういうことは大事だと思うのですよね。

【会長】

では、「今後とも」をとって「伊賀市のまちづくりや政策について対話や説明をこれまで以上に丁寧に行い、市民との信頼関係」という風に直すということよろしいでしょうか。まあ、文学作品ではなく、公文書ですので、意味が伝わるのが第一ですが、できるだけ我々の思いが文書を読んだ人に伝わっていくようなものにしていきたいということで、このように修正をさせていただきます。

先ほど申し上げた土地収用法の欠陥的みたいなことは、3で書いてとったりもしますが、ただ、それがあると事務局としては、対応が必要となり困るかもしれませんね。

【事務局】

起業者に対してということで、附帯意見を書いていますので、そのあたりの表現も変わってくるということでしょうか。

【会長】

そうですね。取りまとめたというのは、起業者に伝えるためのものですね。かと言って、答申そのものに入っても、もっと困りますよね。答申が知事宛なので。

【委員】

あまり先例がないので、難しいですね。

【会長】

地方自治体としては、地方自治法上、国に対して意見表明権もあるので、何らかの問題を発見した際に、国に対してなにか言っても良いのかなと思っているのですが、そもそもそれが、法律上の問題だとまで言い切れるのかというところもありますね。法律の専門家に聞きたいなと思っていますが。

この事業の認定に関する話ではないので、議事録には残しておいて、法律上引っ掛かりはあると、我々のもやもやがあることは、事務局にお伝えをしたということで、同様の事例を抱えている他県との情報共有も必要であれば今後はさせていただくということで、留めておくこととします。

ほかに附帯意見でご意見どうでしょうか。

【委員】

内容ではないですが、附帯意見が別紙でついているのは何かいやな感じがします。一枚はがされてそのまま外に出ていきそうな気がする。体裁上、附帯意見というのは、こういうものなのですか。附帯意見なしで表に出ていくとか、無かったことにされそうな気もしますが。

【会長】

本文の5行目に附帯意見があるということをはっきり書いてありますので、答申が外へ出たときに、附帯意見があるということは、見る人が見ればちゃんと気づいていただけるとは思います。

【委員】

別の委員会では、附帯意見として取りまとめるよりは、附帯意見を入れたうえで、承認するという形で、そのまま下に意見が書いてあります。

【事務局】

頭のところで「別添のとおり」と書きましたので、こういった形でつけさせていただいております。

【会長】

逆に言うと、「別添のとおり」の6文字を削除して、記の下に入れることは、県の文書様式上は、可能ですか。

【事務局】

特段問題ありませんが、収用法上の事業認定としてどうだったかと答申をした答えが理由になるので、附帯意見は、事務局が考える収用法の枠を少し出ている部分もあります。

委員の方の気持ちもあり、反対者の気持ちも受け止めながら、ということと思いますが、一緒にしてしまうと逆に文書として分かりにくくなるかと考え、「別添のとおり」という体裁で分けさせていただきました。

【委員】

そもそも最初に（土地収用法）20条について認定すると先に来て、そこから以下の意見を入れてとなるので、下記に書いてある一つ一つは理由になります。結構長いですが。この理由が、この審議会で話し合ったことになってくるのではないのでしょうか。

最初に結論があり、なぜかという理由を下に書くので良い気がします。

【会長】

だから、認定するということが自体はそこで終わっている訳ですね。認定することと直接関係はしないが、気になったことが附帯意見ですよ。

【委員】

様式はもう任せます。

【事務局】

袋とじにはする予定です。

【委員】

（答申書は直接）知事にわたすのですか。

【会長】

直接は知事もお忙しいので、（県土整備）部長に渡すことになるのかと思いますけれども、その時は附帯意見付きで渡します。

【委員】

市にもいくわけですよ。

【委員】

つながっているより、別紙の方が、特別感はあるように感じます。

【会長】

両方意見が出ましたので、原案のままでお願いします。

おっしゃるところの趣旨としては、附帯意見込みでしっかりと伝わってほしいということで、頭のところで起業者に対して伝達されるように書いてありますけれども、改めて答申をお渡しする際にも、附帯意見込みで伊賀市には伝えるようにお願いしておきたいと思えます。

後はよろしいでしょうか。そうしましたら。附帯意見についても案が取れて、ご了解いただいたということでもよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【事務局】

前回の審議会後、短い期間で、答申案を出していただいたのですが、文書を出す際に漢字で書く言葉ですとか、「て・に・を・は」等最後にもう一度チェックが必要かと思えます。その点については、会長に一任ということをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【会長】

わかりました。では、最終確認はさせていただくということで。

【委員】

お願いします。

【会長】

ご一任いただいたということで、最終確認させていただきます。

【事務局】

前回の審議会で議論になりましたが、附帯意見の取り扱いについてですが、返事を市からいただくという理解でよろしかったでしょうか。再確認をさせていただきたいです。

【会長】

できることなら。おそらく権限として、審議会が直接起業者に対して回答を求めることはできないと思いますが、できることなら。

【事務局】

前回お示しさせていただいたように、あくまで知事に対する答申書ということで、その

中に起業者に対してという意見が附記されているということです。三重県知事名で、起業者に対して審議会でこういう意見がありました。それについては、受け止めていただいて何らかのご返事をいただきたい、という形になろうかと思えます。知事名で送付させていただき、市から知事宛に返事をいただく。その後、審議会で回答を報告するという形でよろしいでしょうか。

【会長】

知事には、認定にあたり回答を求める権限があるのですか。

【事務局】

権限まではないかと思えます。あまり強い言い方ではないかと思えます。

【会長】

それこそ、伊賀市の自治があるわけで、他の自治に踏み込むことになってもよろしくないと思えますので、可能であれば、伊賀市さんにお気持ちがあれば、お答えをお伝えいただければと思えます。

【委員】

反対の人たちは、いつの段階で答申の結果を知るのですか。例えば、知事に答申をお渡しするときに新聞に載って知るのでしょうか。

【会長】

では、この後の答申の取り扱いについて、お話したいと思います。

答申の最終チェック後、来週の月曜日、7月4日13：30から答申をお渡しする機会を設定いただいております。

残念ながら知事は無理ですので、水谷（県土整備）部長に代わりに受取っていただくことになっています。せっかくの機会ですので、可能であれば私と一緒に来ていただいて、皆さんの思いを部長にぶつけてみてはと思えますが、もし、難しいなら私一人でと思えますが、皆さんいかがでしょうか。皆さんお忙しいので、無理にとは申しませんが。

【委員】

会長にお任せします。

【委員】

どなたか、お一人でも一緒に行ければ良いと思えます。他の審議会で提言を渡す時に感じたのですが、何人かがいた方が、インパクトを与えられ、勢いや思いが伝わるかと思い

ました。

【事務局】

流れを説明させていただいてから、考えていただいてはどうでしょうか。

【会長】

では、お願いします。

【事務局】

日程の都合で、7月4日13:30から場所を用意しました。この合同ビルG402で答申書を渡していただきます。もし、本日で審議終了となりますと、非公開にする理由がなくなりますので、本日の終了時点で審議が終了しました、と会長から取材があれば言うていただくことになります。どういう方向で事業認定相当なのか、あるいは認められないとなるのか。それから、7月4日に答申を（する）ということを経長の口からおっしゃっていただくことを考えています。4日に会長から部長に答申書を渡す際に、認定相当の理由等を話していただく流れで考えています。

そして、7月4日の答申（すること）については、本日の審議会終了後、マスコミに資料提供する予定です。同時に明日付でホームページに公表することを考えています。そういった流れですので、4日はマスコミも来るということになるかと思います。ですので、その場で（認定相当の）理由等を述べていただくことになるかと思います。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

議事録はいつ公開になりますか。

【会長】

今日審議が終わったとなると、非公開とする理由がなくなりますので、オープンにしていきます。最終的には、本日分が確定できていませんので、皆さんに議事録案をお送りして、ご意見いただいたうえで、修正するというところでよろしいでしょうか。署名は別途お願いします。それが済み次第、第3回の方は公開になります。第1回、第2回の方は、今日終わると公開になります。

【委員】

一度に公開するのではなく、確定しているものから公開していくのですね。

【事務局】

開示請求があった場合、1回目、2回目は署名いただいていますので、開示対象文書として扱います。県のホームページでオープンにするものは、そのまま出しても良いとの意見もあります。また、事務局としては、若干前後のダブっている部分を抜いたものを「概要」として考えていました。今、お手持ちの資料が、当初、概要（要約）だとなかなか委員さんの意見を抽出して書くことが難しい部分もあり、お配りした資料（議事録を要約したもの）については、はじめは検討していましたが、審議会の中で説明する際に省かせていただいていたものです。ただ、議事録をまとめていく中で、他県の状況を見る中で、公に興味をもって開示請求をする方と、一般の方と同じであっても構わないですし、ある程度取りまとめることができましたので、あくまで、「こういう意見が出た」とまとめたもの（でも構わない）です。（それに対する）回答等はない状態ですが。以前会長からお話があったように、開示請求で公開するから、（議事録を）そのまま良いという考えもございます。ホームページに載せるにあたって、要約したものを載せるというお配りした案と、議事録をもう少し端折ったもの載せる案との3案を考えています。それを踏まえたくて、ご検討いただいて、できるタイミングを見計らってホームページに公開していくという形を考えています。

【会長】

ホームページに公開するものは、議事録でなく、お配りいただいた議事概要（要約）というものでもよいかという提案ですが、皆さんのご意見いただければと思います。

【委員】

議事概要（要約）が手間でないかなということもあったかと思います。事務局がそれで良いのなら、議事概要（要約）が良いと思います。

【事務局】

議事録は1回あたり16から17ページになり、3回分となると、読む方は読まれるとは思いますが、読む方のことを考えるとどうかな、という議論が事務局でありました。

【委員】

そうですね。結構、読むのも大変ですよ。私は、どちらでも。

【委員】

議事概要（要約）だと、議論というより意見集になりますね。委員の発言ばかりで、（委員の質問に対する）県の方の回答があまり無い感じがします。

これで結果がどうなったのだろうかという方が請求するということですね。

【事務局】

議事概要（要約）は、第1回、第2回、第3回議事概要の後に結果として、答申が掲載されます。一連の流れを議事概要（要約）にまとめるということです。

今回、お示ししましたのであくまでイメージとして、第1回分だけをまとめました。第2回以降は、そのまま続いた形になるのかと考えています。まとめてから公開になります。

【会長】

この議事概要（要約）をオーソライズする必要もありますね。誰がいつチェックするのか。

【事務局】

概要（要約）は、発言を抽出しています。基本的には発言の流れとともに書いています。

【会長】

県からの答えは入っていないですね。我々が事務局の回答で納得して、議論が進んだということもあり、それを踏まえて答申になっているので、そうすると、言いつ放しで答申になったように見えてしまわないか。となると、概要（要約）に県からの回答も入れた方が良いのではと考えてしまいます。

【事務局】

そうすると、議事録と同じものになっていきますね。

【会長】

どうせ請求される方が見えるなら、最初から議事録を載せておいた方が、請求する方、興味を持っていただいた方にとっても利便性がある気もします。請求するのに二の足を踏んでいる人にとっても良いのではないのでしょうか。会議自体は非公開でしたが、最終的に市民の方にできるだけオープンにしていって、答申について理解していただくという点からすると、あまり加工しないでありのままの姿を公表していった方が、私としては、良いと思うのですが、どうでしょうね。

【委員】

概要（要約）の中で、質問が多いですが、この質問は、反対派の人が言っていたことが入っていますよね。そうすると反対派の人が読んだときに、答えが気になりますよね。代弁として言ったとわかっていただくだけでも良いのかもかもしれません。

初めに皆さんおっしゃったように、最初から結論ありきの会議ではないですし、そのことは（議事録に）よく出ていますので、公表してよいのではないのでしょうか。

【会長】

1回目、2回目の議事録は、直接ホームページに載るか、開示請求があれば開示するかは別として、表に出ることは皆さんにご了解いただいていますので、議事録公表で良いのではないのでしょうか。そういう方向でよろしいのでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

それでは、シンプルに議事録をホームページに公表するというだけでいきたいと思いません。

答申については、7月4日に知事の代理の部長に提出することが決まりました。これまでの議事録はでき次第ホームページにアップすることも決まりました。本日決めることはこれまでかなと思いますが、何か他にも皆さんの方からありませんか。

【事務局】

事務局からよろしいでしょうか。

【会長】

はい。どうぞ。

【事務局】

7月4日の出席者ですが、この場で確認させていただいてよろしいでしょうか。

【会長】

では、出席いただける方は、挙手をお願いします。わかりました。皆さんを代表してしつかりと思いを伝えて参ります。

【委員】

よろしくをお願いします。

【事務局】

もう一点、今後の流れですが、7月4日に答申を出していただきまして、7月中には事

業認定の告示をする予定です。告示後、各委員さんに写しを送付します。そのような流れを考えています。

【会長】

あとは、委員の皆さんよろしいですか。

はい。それでは、これをもちまして、伊賀市の事業認定にかかる事業認定審議会はお開きということになります。拙い進行でしたが、最後までおつきあいいただきありがとうございました。

14：45 終了

県土整備部山神副部長からあいさつ